

## 「大船渡市東日本大震災被災者支援事業」を実施 ～4月16日まで申し込みを受け付けています～

市では、「大船渡市東日本大震災被災者支援事業」を実施します。

この事業は、がれきの撤去などの作業員として、建設業者が、このたびの震災により被害にあわれた人を雇用するものです。

申し込みの対象となる人で、仕事をお探しの人やがれき撤去の仕事をする意欲のある人は、各申込場所で申し込みをしてください。その後、各建設業者では、申し込まれた人の中から必要人数を雇用します。

市では、最終的には500人程度の雇用を考えています。

なお、申込者が多数の場合は、選考により採用者を決定します。

### ▷申込対象者

- ・市内において、東日本大震災により住居・店舗・事務所などが被災した人
  - ・市内において、東日本大震災により職場が被災したために、就業機会を失った人
- ※就業機会を失った人には、農業や漁業に従事されていた人も含みます。

▷賃金単価＝日額7,200円で統一されています。  
※月25日勤務した場合、支払額は18万円程度になる見込みです。

▷作業内容＝がれきの撤去および分別

▷雇用期間＝雇用する各建設業者が、がれきの撤去などの事業を行う期間内

▷保険＝健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入

▷申込方法＝申込場所にある申込用紙に、氏名、年齢、性別、住所、被災の状況などを記入してください。

### ▷申込場所・受付時間

- ・大船渡市役所市民ホール特設窓口＝午後1時～7時
  - ・大船渡、末崎、赤崎、蛸ノ浦、綾里、越喜来、吉浜の各地区本部＝午前8時30分～午後5時
- ▷採用の連絡＝雇用する各建設業者から個別に連絡します。

▷申込締切日＝4月16日(土)

### ▷問い合わせ先

市役所総務課(☎⑦3111内線285・232)

### ■東日本大震災の津波浸水区域における建築行為見合わせにご協力をお願いします

市では、いつくるか分からない次の災害を考えた場合、防潮堤などの防災基盤が被害を受けている現状での建築行為は、危険性が高いといわざるをえません。

このことから、今回の災害の津波浸水区域においては、市の復興に向けた方針が決まるまでの当面の間、被災家屋の修繕を除き、建築行為を見合わせていただきますようご協力をお願いします。

※行政指導によるものであり、法に基づく建築制限ではないため、強制力を伴うものではありません。

### ■固定電話について

アナログ回線は、三陸町越喜来地区および被災地域などを除き復旧しました。三陸局舎エリアは、4月末の復旧見込みとなっています(市内全域の光・ISDN回線は復旧作業中)。

### ■燃えるごみの収集について

4月18日(月)から、燃えるごみは収集日ごとに通常どおり収集します。

### ■毎日放送中「おおふなとさいがいエフエム」

お手持ちのFMラジオの周波数を78.5または80.5メガヘルツに合わせてお聞きください。放送時間は、午前は8時と11時から、午後は2時と5時からです(おおむね2時間枠)。